

令和3年度上半期経営状況のご案内

三重県信用農業協同組合連合会の令和3年度上半期（令和3年4月1日から令和3年9月30日）における経営状況について、ご案内いたします。

【 開 示 項 目 】

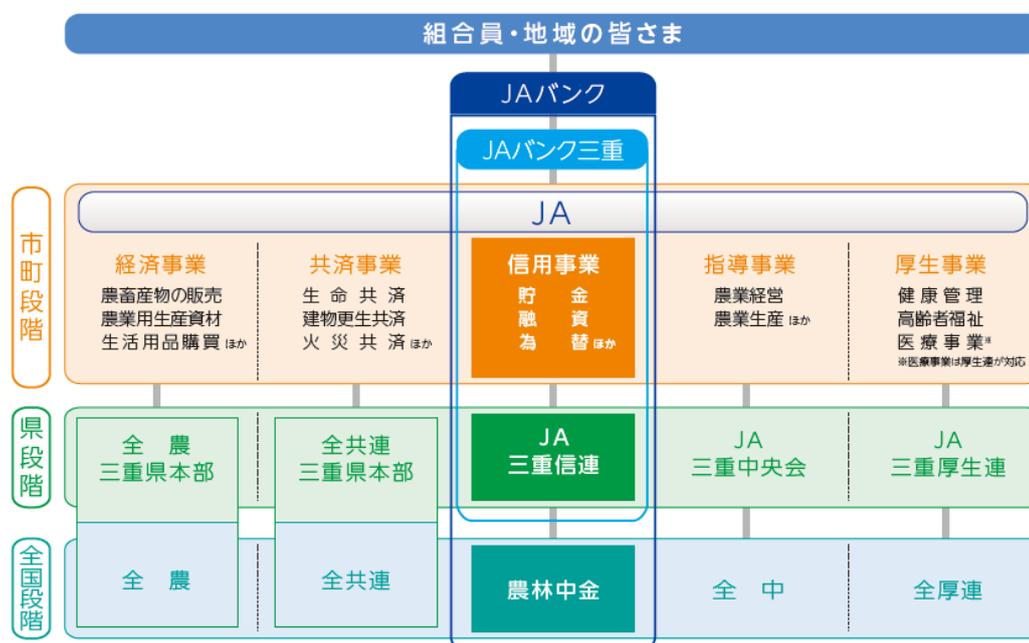
1. JAグループおよび当会のあらまし
2. 業績の概要
3. トピックス（令和3年度上半期）

- 金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。
- 残高がない場合は「-」、単位未満の残高がある場合は「0」で表示しています。
- 「トピックス」のページにおいては、該当する“SDGs 17の目標”のアイコンを表示しています。

1. JAグループおよび当会のあらまし

JAグループは、農作物の集荷・販売や生産資材などの供給を行う「経済事業」、共済（保険）業務を行う「共済事業」、貯金や貸出等の業務を行う「信用事業」、各地域で農業者の皆さまに対する農業経営の改善などの指導を行う「指導事業」など様々な事業を総合的に取り扱うJA（農業協同組合）と、それぞれの事業を専門的に取り扱う県段階組織と全国段階組織により、構成しています。このうち、JAの信用事業部門と都道府県段階の「信用農業協同組合連合会（＝信連）」および全国段階の「農林中央金庫（＝農林中金）」とで構成するグループの総称を「JAバンク」といいます。

なお、当会は、信用事業を専門的に取り扱う県段階の組織として、県内各地域にあるJAの信用事業をサポートする県本部機能を担うとともに、自らも農業・地域金融機関として県内全域にわたって金融サービスを提供する事業を行っています。



■ JAバンク三重のネットワーク

（令和3年9月末現在）



JA名	管轄地域
みえきた	桑名市、いなべ市、四日市市、木曾岬町、東員町、川越町、朝日町、菟野町
鈴鹿	鈴鹿市、亀山市、四日市市鹿間町・和無田町
津安芸	津市(旧津市、旧安濃町、旧芸濃町、旧河芸町、旧美里村)
みえなか	津市(旧久居市、旧一志町、旧白山町、旧香良洲町、旧美杉村)、松阪市
多気郡	明和町、多気町、大台町
伊勢	伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町
いがふるさと	伊賀市、名張市
三重信連	三重県全域

■当会のプロフィール

(令和3年9月末現在)

名 称	三重県信用農業協同組合連合会（略称：JA三重信連）
店 舗	本店 / 三重県津市栄町一丁目960番地
設 立	昭和23年8月
代 表 者	経営管理委員会会長 谷口 俊二 代表理事理事長 内藤 真毅
役 員 数	経営管理委員 5名 / 理事 4名 / 監事 4名
出 資 金	687億円
総 資 産	2兆3,642億円
会 員 数	57会員（正会員 16会員 / 准会員 41会員）
職 員 数	161名



■経営理念

1. 「農と食」を基軸とするJAグループの一員として、県内農業をしっかりと支えるとともに、地域の活性化に貢献します。
2. 県下JAの信用事業の安定的かつ効率的な運営に向けて力を尽くし、県下JAの地域における存在感向上に貢献します。
3. 自らの社会的責任と公共的使命を認識し、経営の自己責任原則のもと、健全かつ適切な事業運営に徹します。
4. 職員が能力を十分に発揮できる働きがいのある職場をつくれます。

■中期経営計画・JAバンク三重中期戦略

当会は、令和元年度を初年度とする「中期経営計画（令和元年度～令和3年度）」を策定し、収益力の強化や県下JAバンクの農業金融機関としての存在感強化等に取り組んでいます。

加えて、JAバンク三重として策定した「JAバンク三重中期戦略（令和元年度～令和3年度）」においては、基本方針に「持続可能な収益構造を構築し、“食・農”を基軸として地域からより一層必要とされる存在を目指す」を掲げ、県下JAの取組みに対し十全なサポート機能を発揮することとしています。

■地域への資金供給等の状況

当会がお預かりしている資金の大半は、地域の皆さまが県内のJAにお預けいただいた大切な貯金です。そしてこれらの資金は、農業関連法人をはじめとする地域の企業・団体や地方公共団体にご利用いただいています。

<預り先別貯金残高>

(単位：百万円)

預り先		令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
会員	J A	1,990,315	1,976,806	1,994,893
	その他	29,339	30,238	31,063
会員以外		44,564	19,033	48,029
合計		2,064,219	2,026,078	2,073,987

(注) 会員JAとは、総合JAをいいます。

<貸出先別貸出金残高>

(単位：百万円)

貸出先	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
会員等	14,940	10,664	13,190
地方公共団体	30,716	29,118	27,657
その他事業者	209,048	222,909	228,157
合計	254,705	262,692	269,006

(注) 会員等とは、JAおよびJAの組合員等をいいます。

<農業関係の貸出金残高>

(単位：百万円)

種類	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
プロパー資金	10,803	8,203	9,067
農業制度資金	711	759	957
うち農業近代化資金	361	556	712
うちその他制度資金	349	203	245
合計	11,514	8,963	10,024

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。
2. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
3. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
4. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

■お客さま本位の業務運営にかかる取組み

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下に掲げる「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を制定し、当該方針にもとづく業務運営を行っています。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

1. お客さまへの最適な商品提供

お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客様にふさわしい商品をご提案いたします。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】
- (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】
- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

3. 利益相反の適切な管理

お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則3本文および(注)】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(令和3年1月改訂)との対応を示しています。

(令和3年12月現在)

2. 業績の概要

■主な業績

令和3年度上半期の業績は、次のとおりとなりました。

●損益の状況

(単位：百万円)

項目	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
経常利益	2,695	2,974	2,810
当期剰余金	2,018	2,271	2,259
事業純益		2,099	428
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)		1,284	1,957

- (注) 1. 事業純益＝事業粗利益－経費－一般貸倒引当金繰入額
 2. コア事業純益（投資信託解約損益を除く）＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益－投資信託解約損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
 3. 事業純益およびコア事業純益は、農協法施行規則の改正を受け令和3年3月末分より開示しております。

●主要勘定の状況

(単位：百万円)

項目	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
貯金	2,064,219	2,026,078	2,073,987
貸出金	254,705	262,692	269,006
預け金	1,156,525	1,103,591	1,182,288
有価証券	826,641	823,190	774,974

●自己資本の状況

(単位：百万円、%)

項目	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
自己資本の額	128,174	127,214	129,493
リスク・アセット等の合計額	1,000,164	992,715	1,012,217
単体自己資本比率	12.81	12.81	12.79

(注) 金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。

●金融再生法開示債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
金融再生法に基づく不良債権 (A)	6,467	6,343	5,667
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	920	965	301
危険債権	4,786	5,377	5,366
要管理債権	760	-	-
正常債権 (B)	249,157	257,382	264,404
合計 (A) + (B)	255,625	263,725	270,071
金融再生法に基づく不良債権に対する保全額 (C)	5,713	6,343	5,667
担保・保証	570	488	558
貸倒引当金	5,142	5,854	5,108
保全率 (C) / (A) × 100	88.34	100.00	100.00

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなってはませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 「要管理債権」とは、3か月以上延滞債権で上記1および2に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。
5. 「担保・保証」とは、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および要管理債権のうち、貯金、有価証券、不動産等の担保、保証等により回収が見込まれる債権額をいいます。
6. 「貸倒引当金」とは、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および要管理債権のうち、すでに貸倒引当金に繰り入れた引当残高をいいます。

●リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
破綻先債権額	697	765	122
延滞債権額	5,009	5,578	5,522
3か月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	760	-	-
合 計	6,467	6,343	5,645

(注) 1. 「破綻先債権」とは、未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

●有価証券の時価情報

(単位：百万円)

区 分	取 得 価 額	時 価	差 額
令和2年9月末			
売 買 目 的	-	-	-
満 期 保 有 目 的	23,064	23,751	687
そ の 他	782,642	803,577	20,935
合 計	805,706	827,328	21,622
令和3年3月末			
売 買 目 的	-	-	-
満 期 保 有 目 的	20,524	21,070	546
そ の 他	774,561	802,666	28,105
合 計	795,085	823,737	28,651
令和3年9月末			
売 買 目 的	-	-	-
満 期 保 有 目 的	13,968	14,433	464
そ の 他	729,884	761,005	31,120
合 計	743,853	775,438	31,584

- (注) 1. 売買目的有価証券は保有していません。
 2. 時価は期末日における市場価格等によっています。
 3. 取得価額は償却原価適用後、減損後の帳簿価額を記載しています。

●金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区 分	取 得 価 額	時 価	差 額
令和2年9月末			
運 用 目 的	2,000	2,034	34
満 期 保 有 目 的	-	-	-
そ の 他	19,843	18,973	△870
合 計	21,843	21,008	△835
令和3年3月末			
運 用 目 的	1,500	1,503	3
満 期 保 有 目 的	-	-	-
そ の 他	20,174	19,747	△426
合 計	21,674	21,251	△423
令和3年9月末			
運 用 目 的	1,500	1,522	22
満 期 保 有 目 的	-	-	-
そ の 他	23,188	22,966	△222
合 計	24,688	24,488	△200

- (注) 1. 満期保有目的の金銭の信託は保有していません。
 2. 時価は期末日における市場価格等によっています。
 3. 取得価額は、運用目的金銭の信託については取得価額を、その他目的金銭の信託については償却原価適用後の帳簿価額を記載しています。

3. トピックス（令和3年度上半期）

●農業経営に対する資金面の支援

JAバンク三重では、農業経営を資金面でサポートできるよう農業資金をご利用いただいているお客さまに対して「JAバンク利子補給事業」を実施しており、最長5年間、最大年1.0%の利子補給を行っています。期間中の新規融資実行は、農業近代化資金が73件、7億1,700万円、農業経営資金が197件、11億1,000万円となりました。



●農業者の経営課題解決に向けたコンサルティング機能の発揮

JAバンク三重では、農業者の皆さまの法人化、事業承継などの経営課題解決に向け、コンサルティングを行っています。その一環として中小企業診断士などの外部専門家を無料派遣し、期間中、8先に対して13回の相談対応を行いました。



●ビジネスマッチングによる農畜産物等の販路拡大支援

当会は、県内農畜産物やその加工品の消費拡大を目的に、お取引先企業と系統団体との間、お取引企業同士の間での販路拡大や商品開発等にかかるマッチング支援を期間中に56件実施し、うち8件が成約となりました。



●農畜産物直売所の利用促進に向けた取組み

JAバンクでは、農業者の所得向上や地域農業の活性化を図るため、県内24か所をはじめ全国のJAが運営する農畜産物直売所で「JAカード利用代金割引サービス」を実施しています。このサービスは、JAカードでお支払いされた方を対象として、カード利用代金請求時に、5%の割引を行うものです。



●小学生向け食農教育教材本の贈呈

JAバンク三重では、「JAバンク食農教育応援事業」として、子どもたちに食と農業の関わり等への理解を深めてもらうことを目的に、令和3年5月に三重県内の小学校や特別支援学校358校に対して教材本約18,400冊、DVD358枚を寄贈しました。



●新型コロナウイルス感染症に対する取組み



<資金面からの取組み>

J Aバンク三重では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客さまを対象に、資金相談窓口を通じて農業資金や住宅ローンの返済条件緩和等に取り組んでいます。

また、当会においては、お取引先の資金需要にお応えすべく、期間中18件、15億1,500万円（累計：43件、31億9,400万円）の資金対応を行いました。県下JAでは、農業者の皆さまの資金繰りを支援するため、実質無利子化措置や保証料全額助成措置を講じた資金を、期間中21件、8,600万円（累計：151件、6億7,400万円）実行しました。

<感染防止への取組み>

J Aバンク三重では、新型コロナウイルス感染症対策として、県内のJA厚生連病院と連携した新型コロナウイルスワクチン職域接種の実施、除菌・換気の徹底や窓口へのアクリル板の設置、県内全てのJAバンクATM（350台）への抗菌・抗ウイルス対応、店舗を訪れなくても取引のできるJAネットバンク・JAバンクアプリの利用促進などに取り組んでいます。

●サステナブル・ファイナンスを通じた環境・社会課題解決への貢献



当会は、“JAグループSDGs取組方針”にもとづき、その達成貢献に向けた事業活動の一環として、グリーンボンドやサステナビリティ・リンク・ローンへの投融資を通じ、ESGに関する課題解決に取り組む企業を金融面から支援しています。

●非対面金融サービスの提供

J Aバンクでは、スマートフォンから貯金残高や入出金明細を手軽に確認できる「JAバンクアプリ」のほか、パソコン・スマートフォンから振込や税金・公共料金支払いなど様々な取引ができる「JAネットバンク」を取り扱っています。また、令和3年9月には「即時口座振替サービス」をリリースし、キャッシュレス決済サービス「メルペイ」にてJAバンクの口座から即時でチャージ（入金）を行うことが可能となりました。



●JA住宅ローンの新規利用者に対する新生活のサポート



J Aバンク三重では、家電量販店や引越し業者と業務提携を行い、JA住宅ローンの新規ご利用者が当該提携先で利用できるポイントや割引優待の特典を提供することで、お客さまの新生活（家電製品のご購入やお引越し）をサポートしています。

●各種無料相談会の開催



J Aバンク三重では、お客さまの年金・相続に関するお悩みをしっかりとサポートするため、社会保険労務士やファイナンシャルプランナーなどの専門家による無料相談会やセミナーをJA関連施設等で開催しています。

～ J A 三重信連ホームページのご案内～

(<https://www.jamie.or.jp/shinren/>)

当会の概要や取扱商品・サービスをはじめ、採用情報などの各種情報をご覧いただけます。



金融機関コード：3023 店舗コード：008

JA三重信連について
ABOUT MIE SHINREN

JAバンクについて
ABOUT JA BANK

サービス
SERVICE

[サイトマップ](#) [リンク集](#) [サイトポリシー](#)

ディスクロージャー
DISCLOSURE

採用情報
RECRUIT



～ J A バンク 三重ホームページのご案内～

(<https://www.jamie.or.jp/jabanking/>)

「個人の皆さまへ」のページでは、J A バンク 三重の取扱商品・サービスなどの情報がご覧いただけるとともに、各種ローンのインターネット申込みをご利用いただけます。また、「農業者の皆さまへ」のページでは、各農業資金に関する情報とともに、“担い手通信”を通じて地域の担い手に最新の話題や営農・技術に関する話題、県内ニュースなどの情報をお届けしています。



個人の皆さまへ



農業者の皆さまへ